

平成28年3月8日

答申第682号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、国内番組基準にある「公共放送としての権威」について、「①意義、要件、意味 ② 25年度において①を保つために実施した内容、評価項目、指標 ③『公共放送としての権威』と『公共放送としてのブランド力』との相違点」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書はいずれも存在せず、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書はいずれも存在しないため、開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書はいずれも存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年3月8日（第235回審議委員会）

第697号諮問、審議、答申